

# 平成28年第1回さくら市議会 臨時会提案理由説明書

## 説明書目次

番号	項目名	ページ
1	喜連川高校跡地第2グラウンド整備工事請負契約について	P 1
2	議案説明資料 参照法令等	P 3

ただいま上程されました議案の概要について御説明申し上げます。

今回提出いたしました議案は、契約 1 件であります。

議案第 1 号は、喜連川高校跡地第 2 グラウンド整備工事請負契約についてであります。

本市においては、喜連川高校跡地再整備基本計画に基づき同校跡地の再整備を進めております。

本案は、その一部となる第 2 グラウンドの整備工事を実施するため、長谷川・笹沼特定建設工事共同企業体の代表構成員である、茨城県土浦市中高津一丁目 1 8 番 3、長谷川体育施設株式会社茨城営業所、所長<sup>なかむらえつお</sup>中村悦雄氏、構成員である、さくら市鷺宿 1 3 4 5 番地 2、笹沼建設株式会社、代表取締役<sup>ささぬまいちろう</sup>笹沼一郎氏と契約金額 2 億 6, 8 9 2 万円で契約を締結したいので、さくら市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上が、今回提出いたしました議案の概要であります。

何とぞ慎重御審議のうえ、議決されますようお願い申し上げます。

**【議案説明資料】**

参照法令等

◎ 地方自治法（昭和22年法律第67号）（抄）

〔議決事件〕

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1)～(4) 略

(5) その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を縮結すること。

(6)～(15) 略

2 略

□ さくら市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年条例第55号）（抄）

（議会の議決に付すべき契約）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。